

ないという議論はありますが、全般的に保育の問題が公共政策の問題ではなく、個人と家族の主な関心事につながってしまうと、結果的に女性あるいは家族に多くの負担を与えてしまうということで、自由選択はより多くの側面を考慮しなければならないと思います。ありがとうございます。

相馬：簡単にお返事をしたいと思います。まず、圧縮的な家族変化については、特に韓国の出生率、離婚率、国際結婚比率の変化が3つ組み合わせで圧縮的に変化しているということを強調する意味で言っていて、日本の場合は、韓国ほど圧縮的な家族変化というものは、この組み合わせとタイミングからはまだそれほど経験していないのではないかというのが1点目です。

2点目ですが、育児の支援が専業主婦化で発展していくべき、というコメントをいただきました。私は、日本のある都市部の自治体の専業主婦支援のセンターで、利用している専業主婦の人たちの調査をしたときに、在宅支援の社会サービスを受けながらも、ゆくゆくは仕事をしたいという潜在的な就労希望層が結構いたんです。ですので、子育て支援を共働き向け、専業主婦向け、労働政策というふうに分けるのではなく、どのように子育て支援と労働政策をリンクさせるのかということは日本も課題ですし、恐らく韓国でも同じ問題を持っているのではないかと思います。

補足的なコメントですが、私自身、家族政策の比較研究において、女性の「脱家族化」と子どもの「脱家族化」をセット

で見えていくべきと考えてきました。子育て支援は、親が働いていようが専業主婦であろうが、子どもが結婚している親のもとで生まれようが、結婚していない親のもとで生まれようが、子ども1人1人が等しく福祉を受給できることも「脱家族化」です。特に結婚の外、日本語では婚外子といいます。婚外子に対する子どもの福祉が、どの程度充実しているのかということは、日本や韓国、アジアの家族政策を考える上でもとても重要な課題ですし、私自身の比較研究の課題だと思います。

最後に、金秀澁教授、非常に重要なご指摘をありがとうございました。戸主制度がなくなって儒教界の勢力、儒林の人たちは何を敵にしていま闘っているのかが、私はずっと疑問でしたが、まさにこの健康家庭基本法のプロセス、あるいは親孝行法の部分についてももう少し今後きちんと勉強して分析に追加していきたいと思います。どうもありがとうございました。

カレン・シャイア：先ほど既にお話が出たという前提のもとでスキップしてもいいと思いますが、実は私も皆様方のお答えを聞きながら大変混乱してきました。すべての質問についてお答えできないのを申しわけなく思っております。韓国では女性の就業率が低いという話をされていましたが、ヨーロッパの場合は90年代に政策の転換がありました。失業についてテーマごとに見るのではなく、ヨーロッパレベルでは少なくとも失業率全体を見るようにしていました。労働市場の成果の指標として失業を見ていたわ

けです。これを通じてドイツでも労働市場の政策がそのような方向に向かっていきましたし、いつも肯定的とは言えませんが、非正規職も活性化させて労働市場に組み入れようと努力をし、臨時職の青年や失業者がある程度労働市場に参入したという効果がありました。しかし、後になって効果が落ちました。

ゲーム中毒で子どもが死んだという話をされていましたが、先ほどお話ししましたように、いまドイツでも憲法と関連した多くの論争が進められています。子どもたちがゲームボーイを持って遊ぶだけではなく、コンピューターを通じて例えばポルノサイトへアクセスしたりする問題がありますので、長官が子どもたちがインターネットにアクセスするのを禁止しようとしていました。ドイツの青年がそれに対抗して海賊党をつくり、連邦議会選挙に乗り出しましたが、結局は当選しませんでした。その青年はみずからが新しい世代、インターネット世代であり、すべての年齢層がすべてのメディアにアクセスできるようにしなければならないと言っています。

それはそうとして、ドイツでは児童の問題は学校問題、さらにはジェンダー問題とつながっています。なぜかというと、子どもたちは一日じゅう学校にいるものではありません。12時になるともう家に帰ります。高校生といえども2時3時になると家に帰ります。高学年になると午後遅くまで学校に残ります。このような学校制度は、結局は女性が家にいる、お母さんが家にいるということを前提にしています。家でお母さんが子どもを迎えて、ご飯を、おやつをつくってあげる

だろうという前提のもとにあります。ドイツでも共働きが可能といえども、それが難しいのは子どもがいるからです。子どもが天才でない以上、子どもたちの宿題をだれかが見なければなりません。家に長い間子どもたちがいますので、1人で家に置くことを親は好みません。

ですから、ドイツで共働きが難しい一番の理由は、学校から子どもが早く帰ってくることです。4年生からは、大学に進学するのか、職業高校に行くのか、あるいは中学まで勉強するのか、それを悩まなければなりません。今ドイツではこのような制度があるために、子どもたちの転換期である4年生あるいは10年生になるまでは、親は子どもたちと長い時間を一緒に過ごさなければならないという負担を持っています。このような政策は連邦の政策というよりは州政府の政策です。ドイツでもジェンダーのモデルが変わるためには教育制度自体が変わらなければならないと思います。

また、ドイツでは労働政策よりも家族政策のほうに興味深い部分がありますので、家族政策についてお話しします。ある意味では私たちみずからへの非難になるかもしれません。ドイツでは1980年代、イギリスとアメリカの労働者不足と関連して自動車分野における労働者の分析をしました。労働者が足りなかったのは、アメリカでは整理解雇の問題が大きく、イギリスではストライキのため、ストライキが終わったら戻ってきました。ドイツは休暇のために労働者が不足していました。正規職の場合は1年に6週間の休暇があります。このように、ドイツの人は労働自体についてあまり熱心で

はありません。ですから非正規職に対して非難をしていますが、一方では若い世代が非正規職というポストを通じて暮らしに対するアイデンティティを確保します。人生の進路をみずから決めるということです。間違った決定になるかもしれませんが、若者はそこに魅力を感じるわけです。

現在、ドイツでは非正規職といえども社会保障制度とかなりつながっています。例外的なのは、ミニジョブという形でかなり雇用不安定性が高いものです。最近になって、ドイツでは家族政策と関連したモデルが変わりました。スウェーデンとかなり類似した形になり、男性に2週間以上1カ月は育児休暇を与えています。この休暇を取らない人には賃金補償を与えません。今、ドイツでは子どもたちの保育制度が十分ではない状況です。日本と比較してみると、都市部では日本のほうが保育制度はうまくいっていると思います。ドイツではお父さんが1カ月2カ月ぐらい育児休暇を受けることができます。ある意味で、お父さんの立場ではこれが休暇になってしまうわけです。家族休暇のように使うものなのに、自分たちの休暇だと思ってしまいます。自分が保育のために休暇を受けたとは思わないのです。もちろん一緒にバカンスに出かけたりするという状況も発生します。ですから、男性は家族休暇に多く参加しますが、だからといって家事に参加することはないと言えます。

金英：2点に関して申し上げます。先ほどのシン教授のご指摘は、私が最初に写真をお見せしたその企業の事例は、余

りにもその企業の特殊な事例ではないか、労働市場の行為者、あるいは特殊な企業の事例と労働市場の構造を直接因果関係で結びつけるのは無理ではないか、というご指摘だったと思われま

す。私は別な研究でその闘争の主役の皆様とインタビュー調査をして、論文を書いたことがありましたけれども、私はそれらの企業の事例が全く特殊なものではないという結論を出しました。というのは、ある企業であるライン全体の労働者をいきなりアウトソーシングしようという決定が、先ほど申し上げた市場専制的な労務管理の脈絡の中でだけ可能だと思うからです。

同じ時期に日本で会った多くのスーパーマーケットの関係者たちが、「韓国はすごい」と言ったり、あるいは、活動家たちは「何とか韓国の資本家たちを落着かせてほしい、ああいう悪い事例が日本に伝わったら大変だ」と言ったりしました。法律が変わったからといって、企業があるラインの労働者のジョブを丸ごとなくしてまでアウトソーシングしようとする発想は、それだけ衝撃的なものだったでしょうね。それは韓国的な労務管理の脈絡の中で起こり得ることなので、私はあの闘争の事例がその企業の特殊な事例ではない、と思います。韓国的な特殊性、と言うなら同意しますが、

これは企業の労務管理もそうですし、個別労働者の行為戦略についてもそうですが、私は行為者の行為戦略にずっと関心を持っていますので、「構造と行為をそこまで無理に結びつけるのか」という指摘をよく聞きます。しかし、私は構造というのは行為者たちの行為が集合され

ることと無縁ではないと思うので、行為者の行為を通じてどのように構造が表現され、再生産されるのかということをもっと集中して見たいと思っていました。

2番目のポイントは、張芝延博士のご指摘と、先ほど出た質問と一緒に結びつけての答えですけれども、韓国における高学歴女性の就業率の低さです。日本と韓国の高学歴女性の年齢別労働力率はキリン型と言われますね。最初のうちはかなり高いが、それがあがる年齢階層でグーンと下がって、その後はその低いレベルで横ばいになること。日本も同様ですが、特に韓国の高学歴女性がキリン型になっているのは、理念的に専業主婦を目指しているからというよりは、市場が彼女たちに働く機会を提供しないからだと思っています。

それは態度調査にもあらわれています。性別分業に関する態度の面で、韓国と日本は大きな相違点があります。韓国と比較すると日本では若い人たちも非常に性別分業志向的です。しかし少なくともアンケート調査の回答率においては、韓国の人たちはヨーロッパの人と大きな差がないくらい性別分業を「止揚」する態度を見せます。また、私が学校で会う学生たちの場合も、専業主婦を一種の敗北者、負け組、自分が手に入れたものを手に入れられなかった人たちの姿と受け取っています。少なくともここ10年間はそのように受けとめられているようです。そして私は、韓国の高学歴女性の労働力参加がキリン型になるのは、働くところがないからだと思っています。

ここでもう一度申し上げたかったの

は、韓国のジェンダー関係の理念が急速に変化しているということです。私が最初に大学の教壇に立った94年と今では、学生の反応に大きな差があります。この急速な変化をどのように見るべきなのかというと、私はジェンダー関係の制度化レベルの問題、だと思っています。

韓国は市場の側面でも政策の側面でも、ジェンダー関係が個人の領域に任されているだけで制度化されていません。制度として支援されない理念は弱くなるしかないし、外部の変化によって変化しやすいと思います。それが韓国において最近ジェンダー関係が急速に変化している理由です。もちろん韓国人の考えほど現実の変化の速度が速いわけではありませんが、現実も相当変化していると思います。そのような変化のスピードは制度化のレベルと結び付けて考えることができるのではないかというのが、平素の私の考えです。以上です。ありがとうございます。

韓栄恵：時間を守ってくださりましてありがとうございます。実は今もう終了の時間より10分も超えてしまいましたが、最後までご清聴くださいました皆様方ありがとうございます。討論を聞かれて、今まで質問されなかった先生方で、何か質問をしたい方、時間の関係上、答えは不可能かもしれませんが、意見をご提示くださいましたら、と思います。それでは、先生どうぞ。お名前からまずお願いします。

オ・ヒョンミ：相馬直子教授に質問しましたが、きちんと伝わっていなかった

のではないかと思います。ソウル大学社会科学研究所のオ・ヒョンミと申します。気になっていたのは、実際の日本についてはよくわかりませんが、本を見ると日本の家族政策は比較的明確なモデルを持っています。例えば核家族化の議論、修正拡大家族などの議論があると伺っていますが、日本の家族政策はご報告のように暗黙的なものではなくて、修正拡大家族をモデルにして、いろいろな税制支援とか政策が立てられているという主張もあります。

例えばお年寄りの扶養を女性が担当するときに何か特典を与えたり、女性が労働市場に完全に参加することを抑止しながらパートタイマーとして活用するか、そのような政策アイデアが日本にはあると思います。相馬教授は日本の政策は暗黙的で韓国は大変明示的だとおっしゃいましたが、私の考えでは、韓国の家族政策は、ハッキリした像を持たずにそれぞれの省庁がその時々に必要なものをもって使っているような感じです。健康家族法論争というのもしきりに飛び出た議論であって、むしろ韓国の政策のほうが破片的で、暗黙的な家族像を持っている反面、日本は一貫した家族像があると思いますが、どうでしょうか。

韓栄恵：あともう一方いらっしゃいましたら。パネリストと発表者の方々は、食事のときにまたお話をしてくださればと思います。今まで質問をしたことがない方、質問はないですか。それでは相馬教授、簡単をお願いします。

相馬：オ・ヒョンミ教授、どうもあり

がとうございます。すみません、先ほどはいろいろと混乱していました。おっしゃることも理解しています。2つ申し上げたいと思います。

1つは、今日の私の発表での明示的、暗黙的という言葉の使い方には2つの意味がありまして、韓国の場合は家族とは何かという、家族像の議論自体が論争として明示的に噴出しています。一方、日本の場合は、韓国ほどは家族とは何か、家族像とはという政策論議が明示的ではなかったという意味で、暗黙的という用語を使いました。もう1つの点は、韓国の場合は健康家庭基本法を根拠にして、健康家庭基本計画という意味で、政府の女性家族部の計画という意味での家族政策というふうに、非常にパブリックに明示的に使われています。一方で日本政府の場合は、次世代育成支援行動計画というようなフレームであって、これが日本の家族政策ですというふうにパブリックにはまだ使っていないという意味で、今日の発表では明示的、暗黙的という用語を使いました。

ただ、オ先生がおっしゃったことも明示的、暗黙的という考え方ができると思います。日本でも介護保険が1997年に制定され、2000年に施行されて、90年代は子どもの分野よりも、高齢者の分野で家族が介護するとはどういう意味なのか、そこで想定されている家族とはどういうものなのかという議論も少しあったと思います。その中で、韓国のように健康家庭とかこれが望ましい家族だというよりは、多様な世帯に対してどのように個別的に政策を考えていけばいいのかというアプローチが日本的であるということ

す。明示的、暗黙的という用語の使い方についてコメントさせていただきました。

韓栄恵：ありがとうございます。それでは、まとめたいと思います。申し上げましたように、結論を出すよりは、皆さんが討論の過程でも重要なイシューを提供してくださって、第2弾、3弾までやってもいいぐらい、方法論からの話が出ました。金秀澁教授が戸籍制度についてお話しされましたが、今日の議論が、ある意味では近代家族の再編成過程の中で国家がどのように介入したのかという問題、国家との関係、ジェンダー・レジームをつくる中で国家が介入する程度、あるいは国家ではないほかのところによる介入の方法、政策に関与する主体の今日の様相、さかのぼってそこまで関係があるのではないかと思いました。韓国では戸籍制度がなくなり、今後の家族関係においてどのような制度の枠が影響を与えるのかという関心を持っております。

日本研究所としましては、このようなテーマでは初めて開く大きなシンポジウムでした。実り多い内容を提供してくださいましたみなさまにお礼を申し上げます。家族、労働というのは生活の中での基本の営みの場ですし、これが大きな国家の枠、あるいは世界的な枠の中で、今後どのようになっていくのか、これを契機としまして日本研究所でも新しい話題をリードしていきたいと思います。フロアにいらっしゃる皆さんを含めて、当研究所でこのテーマでネットワークを担ってくださることを希望します。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。最後まで参加してくださいました発表者、討論者の方々、また研究所のキム・ヨジュン博士、キム・ヨン教授、そして通訳、フロアの皆さん、最後までありがとうございました。これをもちまして総合討論を終わりたいと思います。（拍手）

（終了）